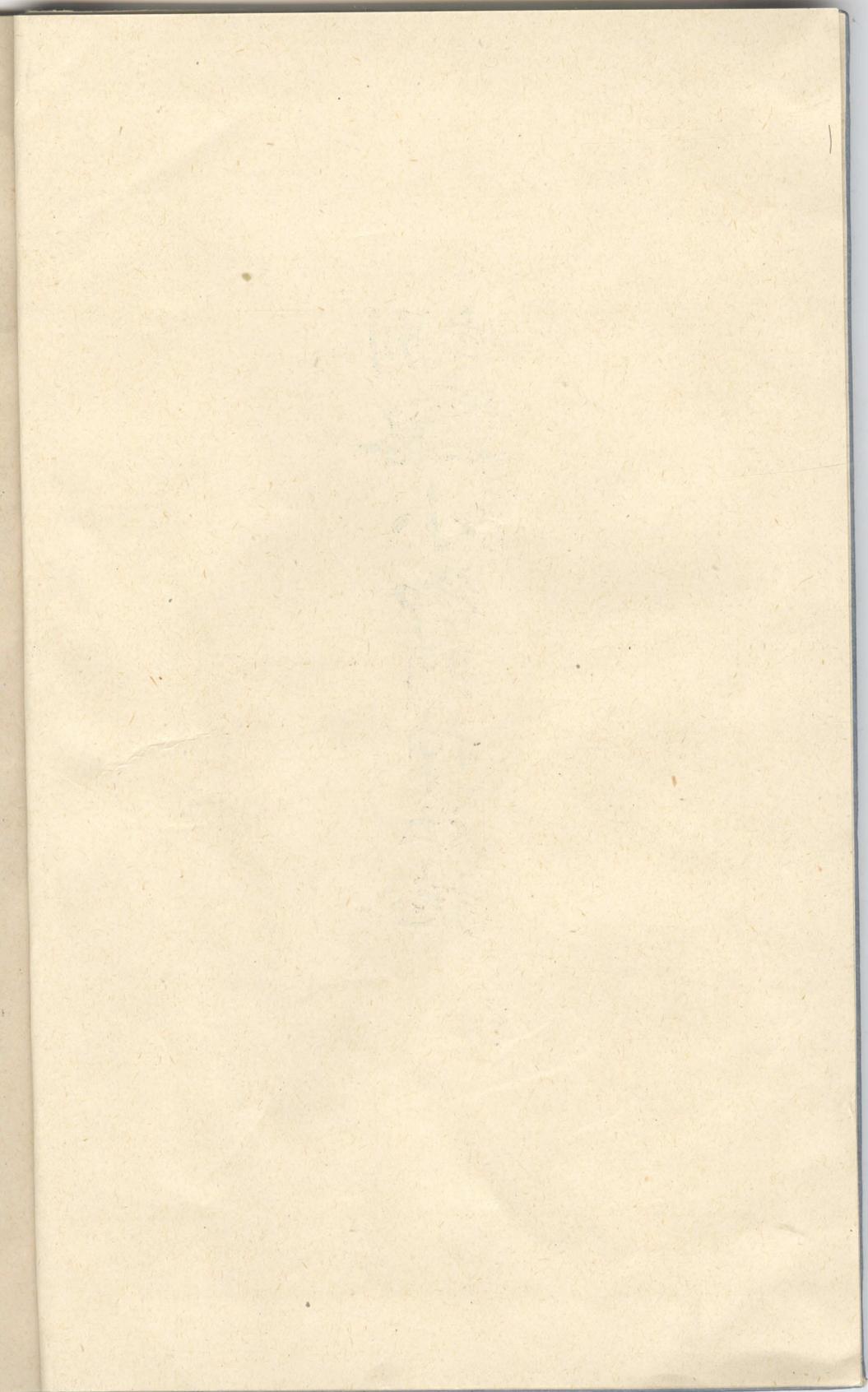


別格  
官幣社  
小御門神社誌

H. W. S.  
Komikado-jinja.  
Shimo-osa prov.  
History -



別格  
官幣社  
小御門神社誌



天皇乃大命爾坐世挂卷母恐伎

小御門神社乃廣前爾千葉縣令從五位勳五等船越衛

使止爲互白給波久止白左久掛卷母恐伎

後醍醐天皇乃御代元弘乃初伊向比奉利志東乃賊等討

止爲互官軍等我日枝爾笠置爾戰志後然留世乃亂爾由利互圖

良受母京都乎離利遙爾此國爾遷利給比幾程母無久終爾此處

爾薨給比伎現御身乃間仕奉給比志忠心乃勝禮互厚加利志乎

再

大御前爾參入給布事毛無久互世去給比志事乎甚母歎傷

万世ま給比豆たまひてその當時かみ太政大臣のつかさをおくら乃官せたまひ平贈おくりな長世ひ給比おくりな諡平文貞と止たま賜ひ比

伎き然さ留るい古にし乃事へのこと蹟あとの平をしの俣思びおも保志ほし食須めす賀が故爾ゆゑに今度こと特爾に別格べつかく官幣くわんひ

社止と定奉さだまつ利豆りて御幣帛奉出ぐらたてまつりたま志齋しいき祭良まつら世せ給布たまふ故今かれいま與利よりの後彌遠のちいよとほ

長爾ながに怠留おこたること事無久なまく祭給まつりたま波率はむ事平こと聞食きこめし豆まめ

天皇乃大朝廷すめらみことのおほみかど平始豆仕奉留をはじめてつかへまつるももつ百官人等つかさのひとたち四方國乃公民爾よものくにのおほみたらにいた至

留万互爾るまでに伊加志夜具波衣いかしやくはえ乃如久立榮のごとくたちさかえ志米給倍止白給布たまへとまをしたまふ

天皇乃大命すめらみことのおほみこと平聞食をきこめ世止せと恐美かしこみ恐美かしこみ母白須まをす

明治十五年十月五日

## 凡例

一 此書は、わが小御門神社に參拜する人々に、御祭神の御事蹟、神社の創立、及び沿革、その他、神社に關する狀況の概要を知らしめんが爲めに、もはら簡易を旨として編輯せるものなり。

一卷頭の御祭文は、本神社の別格官幣社に列せられし折の奉告祭に、敕使千葉縣合船越衛の奉讀せるもの也。

一 御居館址は、御祭神の幽閉されし舊地なり、また、十二代神社は、本神社の攝社にして、共に本神社に附屬せり。依りて各別に節を擧げて、その記事を掲ぐることとせり。

一 助崎城址は、現今は、本神社の關係地に非らざれども、その昔、御祭神の此地に、配流せられし折に於ける緣故あるを以て、これまたその沿革、傳説等に就きて、概略を記述せり。

一 各節の末尾等に、御祭神の御功德、並に本神社の創建、及び沿革に關する和歌、もしくは詩文を掲載せり、こは、その來歴を讀者

に知らしむる参考の料に供せんが爲めなり。  
一 卷中、語句の誤謬、文義のいかにとおもはるるふしは、後日これ  
を加除訂正すべし、敢て識者の示教を希ふ。

大正六年十一月

宮司 澤田總重郎 識す

目次

一	鎮座地	一
二	御祭神の御事蹟	三
三	御墳墓の由來	八
四	神社の創立及び沿革	一三
五	社殿其他諸建物	二〇
六	寶物	二四
七	御居館址	三〇
八	攝社十二代神社	三二
九	祭日	三三
一〇	職員	三七
一一	助崎城址	三九
	以上	

うれしくも宮居みやゐたつなり古の

露分けわびしそのおくつきに

稻葉正邦

邦家前路歩行難

萬里幽囚草莽間

想見愁懷賦成處

丹心一片對青山

牧野伸顯

別格  
官幣社 小御門神社誌

一 鎮座地

別格官幣社小御門神社は千葉縣香取郡小御門村に在りて元弘の忠臣、贈太政大臣藤原師賢公を奉祀せり。成田鐵道線滑河驛より下車すれば神社まで、その距離僅に二十町許りなり。停車場前の小市街を過ぎて、耕田の邊より青松の間の阪路を上りに上り、西南遙に富士の高嶺を眺めつゝ行けば小御門農學校は前方の丘陵の上になり、農學校の前を過ぐれば、蒼蒼として繁れる一帯の老松の林間より、まづ第一の大鳥居を發見すべし。

境内約三千坪、境外附屬地壹町五反餘步、松、杉、櫻、楓等の樹木鬱然として生茂り、いと神さびたり、殊に第一と第二との鳥居の間の兩側は、老櫻枝を接し、開花爛熳の際は香雲一帯に棚引き渡り、春風吹過ぐれば、落花亂れて飛雪の繽紛と散るが如し。

小帝櫻 御墳墓の東側に在り、山櫻の枝垂しだれにて、根株は百數十年來の古木なれども今は朽損して、その蘖ひこばえの周り二三尺のもの三四本繁茂せり。

孝子櫻 神樂殿の前の右方に在り。此櫻の母樹は神社創建の際に孝子惣治平といふものゝ奉納せしものなりしが、明治三十五年九月二十八日の暴風雨の折、母樹倒れたれば、その枝を切りて支柱とせしに、支柱よりも枝を出して花を開くに至れり。

東宮殿下御代拜記念月桂樹 明治四十四年五月、

今上陛下の皇太子にておはしける際に、縣下へ行啓ありて、その二十二日、侍従甘露寺受長を御差遣の折の記念の月桂樹なり。

李王世子殿下御手植櫻 大正二年四月十五日、殿下御參拜の際に御手植あらせられしものなり。

尾花咲き山萩匂ふ道分けて

友と詣つる小御門の宮

佐々木信綱

滑河驛 利根川の兩岸にて、稻敷郡金江津村に相對し、旅店には、大野屋、東山、梅屋、山仁等あり、鱈、鯉、鮭、鱒の類は、此地方の名産なれば、旅客は殊に之を珍賞せり、かつ此地方は銃獵地として有名なれば、冬期は貴紳名流の來遊するものも尠なからず。東京、上野驛、若くは兩國橋驛より乗車すれば、三時間餘にて當驛に到着すべし。

參拜道路 從來、滑河驛より神社に至る道路は、僅に車馬の通行をなし得るに過ぎざる難路なりしが、神社創立の當時、猿山區民椿久兵衛等、率先してこれを改修し、爾來漸次、參拜のため來往する者の數を増加するに至り、明治四十四年五月、今上陛下のなほ東宮におはして千葉縣下へ行啓の際に、御名代甘露寺侍從御差遣に付、小御門、滑河の兩町村民は、大に丘を削り、土を平坦にして、道を潤くし、全四十五年四月、樞要里道に編入せられ、翌大正二年より三箇年間の繼續工事にて、小御門村長川瀬喜太郎の監督の下に、縣費の補助を得て、道路を二間以上に改修し、參拜者往來の便利を好くせり。

## 二 御祭神の御事蹟

本神社の御祭神、贈太政大臣藤原師賢公は、内大臣師信公の御子にて、家を花山院と號し給へり。而して後醍醐天皇に仕へて、彈正尹を兼ね、大納言に任ぜられければ、世の人は尹大納言殿と申奉れり。公は最も慷慨の氣節に富み、學問の志深く、おはしかば、天皇、殊の外に寵遇せられ、鎌倉の北條高時の暴逆を憎みて、打亡さんと謀りし時に、何くれと公に計らせ給ひけるが、その事洩れて、笠置山に行幸し給ふことゝなりければ、叡山の衆徒の心を計りて、これを官軍に味方せしめんと、まづ公に御衣を賜はりて、天皇と稱し、叡山に登らしめんとす。依りて、公は、天皇の御衣を着け、

行幸の體に擬し、山に登り、釋迦堂を假の皇居となし、諸方の軍勢を招かせられ、東軍の來るを待ちて、これを東坂本に擊破せり。

於是官軍は事始めよしと大に喜ばれ、皇居を本院に移し奉りて更に防禦の策を廻らさんと庭上に打列り鳳輦をさし寄す。折しも山風、急に吹下ろして、御簾颯と捲上られ、龍顔、あらはに見えさせければ、人々、頭を仰ぎて打拜み奉るに、天皇にはおはしまさずして師賢公なりければ、衆徒は、餘りの意外に驚きて意氣沮喪し、軍勢の馳せ集れる者共も、次第に離散し、事ども思に違ひて、公は夜半に京へおもむかんと、志賀の浦を過させ給ひけり、時に有明の月、隈なく照り渡りて感慨の情深かりければ、思ふことなくてぞ見ましほのくと

有明の月の滋賀のうら浪

と詠じ給ふ。藤田東湖の正氣歌の中に、志賀月明夜、伴爲鳳輦巡との二句あるは、所謂この折の公の苦忠を歌はれたるものなり。その後、笠置の行宮へまゐりて、供奉し給ひしに、こゝにても敵の夜襲のために、官軍終ひに敗れて、天皇は公と藤原藤房、その弟季房、源具行等を御供にて風雨の烈しきに嶮岨の山路をたとらせ給ひけるが、公は、仇共の追來るをうち防ぎなどして居ける折に、折節、暗夜のことなりければ、い

つしか 天皇と相失して心ならずも京へかへりて處々に忍びて居給ひしを、遂に、山城國寺田郷の地頭代、野邊若熊丸といふ者に見出されて、六波羅へ送らる。かくて元弘二年五月、下總國へ流さるべきに定りて、都を出られける時、

別るともなにかなげかん君すまで

うきふるさとゝなれる都を

粟田口の山莊を過給ふとて、

この里にみゆきせし世の面影ぞ

けふは涙とともになきだつ

尾張の國より都なる人の許へつかはしける、

海山をみる空もなしわか心

さなから君にそへてきぬれば

墨田川のほとりにて、

こと問ていさゝはこゝにすみた川

とりの名きくもむかしなりけり

六月になりて下總國な古谷やの里の配所につき給へり。されども公はかゝる都遠き

地に流されしを少しも憂ひ給はずして、主、憂る時は臣辱しめられ、主、辱しめらるゝ時は、臣、死すといふ事あり、今日は、これ縦骨たどへを醜ひしほにせられ、身を車裂きにせらるゝとも傷たむべきにあらずとて、時につけ、興にふれて諷詠に日をわたりつゝ、慷慨の情を洩せり。枕邊に蟲のすだくをきゝて、

いにしへは露分けわびし蟲の音を

たつねぬ草のまくらにぞきく

と詠ぜるは、秋夜、夢覺めて、故京の嵯峨野あたりに蟲の音を尋ねし折のことなど思出ければなるべし。十月、御病に伏給ひて、次第に重くならせければ、

雲の色にしくれ雪げは見えわかて

たゞかきくらす今日のそらかな

二十八日、今はかぎりとなりければ、言はじとすれとも、都の空のなつかしさに、

死出の山越えんも知らでみやこ人

なほさりととも吾をまつらん

と限りなき悲痛の情を述給ひて、翌二十九日、御齡僅に三十二にて露深き名古谷の里の草原の配所に薨去し給ひしはいともあはれなる事共なりけり。

さて翌元弘三年、鎌倉も六波羅も一時に滅亡し、天皇は京都へ還幸し、諸國へ流されし忠義の人々、大かた召かへされしに、殊に寵遇厚き師賢公のみはひとり配所に薨去して、その恩光に浴すること能はず、是に於いて、天皇いたくこれを追惜し、公の御墳墓に使をおこせて、太政大臣を贈り、文貞公と諡號を下し給ふ、おもふに忠魂、苔の下に、喜びの眉目を開かせ給ひしなるべし。

公は御子達、許多ありけるが中に、その名、世に聞えしは、信賢家賢の兩卿にて、家賢卿は内大臣に上り、世の人、妙光寺内大臣と申奉れり。

宮中御題 藤原師賢 明治十三年

君がためはかりしものをなそもかくみす吹上げし

ひえの山風

從一位 中山 忠能

比えの山みゆきと人をはかりしも君につくせる誠

なるらん

從一位 近衛 忠熙

小車のうしとなりゆく世の中に日枝やまかせの高

くふくらん

正二位 久我 建通

くもりなくかゝやくものは天津日のかけにかはり

し光なりけり

正二位 嵯峨實愛

滋賀の浦の月に鳴つる大君のころもかりかね今も

身にしむ

從五位 高崎正風

玉すたれ何そは風のふきあけししなどの神もうら

めしきかな

松平忠敏

玉たれの小簾吹やりし山風に今も動くはこゝろな

りけり

小出 榮

### 三 御墳墓の由來

小御門村大字名古屋は千葉氏の支族大須賀胤時の居住せる所にて、その助崎城の遺址あり、今も区内に建武四年丁丑四月及び、康安元年辛丑十月の板碑等殘存して不言の中に南北朝時代の史實を物語れり。而して師賢公の御墳墓は足利の亂世後、たゞ叢中に埋れて、此邊の地名を小御門こみかどと呼び、遺跡を公家塚、又は大納言塚と稱し、

僅に一片の墓石を存せるのみにて、元弘の忠臣の遺墳と俚俗の間に言傳へたり。

師賢公の御墳墓を公家塚、又は大納言塚と稱するに至りしは、蓋公が朝廷の貴紳にて尹大納言と世人に申されし由なれば、それらの因縁にておのづと此稱あるに至りしなるべし。また此邊の地名を、小御門、といふは師賢公が、後醍醐天皇に代りて帝と稱し、叡山に登り賊軍を打ち給ひしに依りて、天皇即、御門の御身代りといふ意にて御門といふ語に小の字を加ひて小御門といふ地名をばいつしか、その遺跡附近に對して稱呼するに至りしなるべきかと信す。

享保年中、當時の佐倉藩主稻葉侯の儒臣磯邊昌言、佐倉風土記を選述し、この塚を以て師賢公の墳墓なるべき由を記す、これ今より約二百年以前のことなり。その後、安永六年二月、領主稻葉正弘、吏に命じて墳墓地を檢せしめ、これを補修せり。

弘化五年正月、清宮秀堅、下總國輿地全圖を著はして、圖中に公の墳墓を標示す。

清宮秀堅 佐原の人にて、漢書詩文に精しく、かつ和學に通じ、下總舊事考古學小傳新撰年表、その他著書數十種あり、號を棠陰と稱せり。

安政元年九月、水府烈公より書を領主稻葉家に贈りて墳墓の由來を尋問せられしかば、稻葉家は、更に村役人に對して地方の傳説を尋ね、名主、組頭等連署の答書を得て、水戸家に墳墓に關する地方の傳説を報告せり。翌二年九月、清宮秀堅等、藤田東湖に就きて烈公の書を請得て碑石を建設し、湊川の地に楠公の遺跡を發揚せるが如くに公の墳墓をも世人に知悉せしめんとし、その事將に成らんとせしが、偶々、その

十月二日の震災にて、東湖は江戸に客死し、程無く、烈公もまた、病を以て薨去するに至りしかば、遺憾にも建碑の企畫を中止するに至れり。

同三年九月、伊能穎則、文貞公事蹟考を著はして、公の一生の事蹟を叙し、墳墓、及び配所に就きての意見を記述せり。

伊能穎則 佐原の人なり、幼より讀書を好み、心を古學に潜め、和歌と法制とは最も研究に力を盡されし所なり、明治維新の後、大學大助教に召され、宣教權中博士に任じ、晩年歸郷して、香取神宮少宮司を拜命す。數々、文貞公の御遺跡を探查し、而して事蹟考一篇を著はすに至れり。

文久元年、清宮秀堅、文貞公墳墓考を著はして、御墳墓の來歴に就きて考證せり。

慶應三年、領主稻葉侯は有司を遣して、境域を清め、籬落を環らし、新に墓碑を建設す

前面 贈太政大臣藤原文貞公墓

側面 慶應三丁卯年春二月

從四位下行侍從兼美濃守越智正邦建

こは現に冢上に存在せるものなり。

明治七年十月四日、當時の所管新治縣廳の允許を受けて、香取神宮大宮司香取保禮、鹿島神宮大宮司鹿島則文、同少宮司青柳高輅等、御墓前に祭儀を執行す、時に大敎院より稻葉大敎正を特派して祭主として奉仕せしめらる。

同十一年三月、内務卿大久保利通は、上諭を奉じ千葉縣令柴原和に命じて、記念碑を建て公の墳墓を表明せしむ、碑文の大意は、公が在世中の功績を述べ、公家塚の來歴を記して、これを墳墓と定めたる事を録せるものにて、同十三年八月を以て建設の工事を了れり。

同十四年六月、明治天皇の下總種善場三里塚へ行幸せられし折に、侍従高辻修長を敕使として御墳墓に差遣はされ、幣帛料を供進し、同十五年六月、また侍従堀川康隆を敕使として差遣はされ、幣帛料を供進し給へり。

鹿島日記

三日晴、人々にわかれをつけて成田さまへいでたつ、千稔道しるべせり、東南の方一里許に名古屋村あり、その助崎といふ所に助崎信濃守が城あり、信濃守は大須賀尾張守胤信が弟にて、氏のしぞくなり、元弘のむかしのがされ、人尹大納言師賢卿のはかなく消たまひしところにて、今に古塚のこれりとなん、  
(高田興清)

一聲牧笛歸遠村、欲問往事知者稀ナリ

落日文貞公墓畔、松風灑露沾人衣

菊池九江

五百代へてしつまるけふに逢にけり

をす吹上げしひえの山かせ

足立正聲

藤原文貞公碑

太政大臣從一位勳一等 三條實美題額

千葉縣令從五位 柴原和撰文

太政官大書記官從五位 巖谷修書

明治十一年三月、内務卿大久保利通奉<sub>レ</sub>上諭命<sub>レ</sub>千葉縣令柴原和、墓碑於贈太政大臣藤原文貞公遺墳、墳在縣内下總國香取郡名古屋村、村民澤田總右衛門等、嘗慨其久委榛莽、就和<sub>レ</sub>上書、請營祠墳、上以列官幣社、朝議以祀典有<sub>レ</sub>例、格不<sub>レ</sub>允、敕表<sub>レ</sub>其墓、所以<sub>レ</sub>有此命也。臣和謹案<sub>レ</sub>舊史、公諱師賢、家稱<sub>レ</sub>花山院、世列<sub>レ</sub>清華、歷<sub>レ</sub>事花園、後醍醐二帝、至<sub>レ</sub>正二位大納言輔、後醍醐帝、圖<sub>レ</sub>誅北條高時、事洩、高時發兵、犯<sub>レ</sub>關公、與<sub>レ</sub>中納言藤原藤房等謀、使帝幸<sub>レ</sub>於笠置山、公服<sub>レ</sub>袈裟衣、乘<sub>レ</sub>御輿、與<sub>レ</sub>稱<sub>レ</sub>天子、幸<sub>レ</sub>延曆寺、以<sub>レ</sub>欺賊、既而奔<sub>レ</sub>從<sub>レ</sub>帝於笠置、笠置陷、與<sub>レ</sub>藤房等扶<sub>レ</sub>帝遁、路相失、就<sub>レ</sub>虜、及<sub>レ</sub>帝狩<sub>レ</sub>隱岐、高時使<sub>レ</sub>千葉貞胤、幽<sub>レ</sub>公于<sub>レ</sub>其邑、居<sub>レ</sub>五月、以<sub>レ</sub>病薨、實<sub>レ</sub>元弘二年十月二十九日也。後贈<sub>レ</sub>太政大臣、諡<sub>レ</sub>文貞、公少好<sub>レ</sub>學、尙<sub>レ</sub>氣節、其在<sub>レ</sub>幽所、每思<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>帝、輒<sub>レ</sub>歎<sub>レ</sub>泣、曰<sub>レ</sub>主辱則臣死、今日何等時也。蛆醢<sub>レ</sub>裂<sub>レ</sub>固<sub>レ</sub>臣分而已、忠憤<sub>レ</sub>之氣、今尙<sub>レ</sub>存<sub>レ</sub>于<sub>レ</sub>歌辭、其<sub>レ</sub>薨時年三十二、葬<sub>レ</sub>于此地、而歷年之久、世莫<sub>レ</sub>之知、土人相傳<sub>レ</sub>稱<sub>レ</sub>公家墳云、享<sub>レ</sub>保中、磯邊昌言著<sub>レ</sub>佐倉風土記、斷<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>公窆<sub>レ</sub>之、地近<sub>レ</sub>世伊能、顯則清宮秀堅等、亦是<sub>レ</sub>其說、蓋<sub>レ</sub>名古屋村、當時稱<sub>レ</sub>助崎、係<sub>レ</sub>大須賀胤時采<sub>レ</sub>地、胤時貞胤之族、故<sub>レ</sub>貞胤使<sub>レ</sub>其<sub>レ</sub>節公于此遺趾、在<sub>レ</sub>墳外、數十武之地、此<sub>レ</sub>足以<sub>レ</sub>徵<sub>レ</sub>矣、嗚呼<sub>レ</sub>公雖<sub>レ</sub>風<sub>レ</sub>于一時、而伸<sub>レ</sub>于<sub>レ</sub>百世之後、上蒙<sub>レ</sub>天子之旌表、下使<sub>レ</sub>村民敬慕、不<sub>レ</sub>致<sub>レ</sub>謏、豈<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>非<sub>レ</sub>精忠大義之所<sub>レ</sub>致<sub>レ</sub>乎、臣和既<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>職<sub>レ</sub>于此土、又承<sub>レ</sub>朝命、乃<sub>レ</sub>敢<sub>レ</sub>記<sub>レ</sub>其事、係<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>銘<sub>レ</sub>曰、

天孫承天	廻自天降	萬世一系	日出之邦
孰 <sub>レ</sub> 紊 <sub>二</sub> 皇紐 <sub>一</sub>	黷 <sub>レ</sub> 猷失 <sub>レ</sub> 守	惟公忠謀	輔 <sub>レ</sub> 帝左右
和鬻 <sub>レ</sub> 之輿	袞龍 <sub>レ</sub> 之衣	踵 <sub>二</sub> 武紀信 <sub>一</sub>	脫 <sub>二</sub> 君賊圍 <sub>一</sub>
妖氣 <sub>一</sub> 熄	前狼 <sub>レ</sub> 後虎	興亡 <sub>レ</sub> 百世	政歸 <sub>二</sub> 霸府 <sub>一</sub>
皇帝赫怒	乃復 <sub>二</sub> 奮謨 <sub>一</sub>	百廢 <sub>レ</sub> 俱舉	四海 <sub>レ</sub> 無虞
英魂 <sub>レ</sub> 所託	寧委 <sub>二</sub> 荊榛 <sub>一</sub>	詔旨 <sub>レ</sub> 優渥	冤抑 <sub>レ</sub> 乃伸
刀水浩蕩	總野 <sub>レ</sub> 遂澗	屹此 <sub>レ</sub> 豐碑	長表 <sub>レ</sub> 遺烈

#### 四 神社創立及び沿革

明治維新の後、地方の人民は、師賢公奉祀の社殿を建立し、國家鎮護の神と仰ぎて、英魂を慰め奉らんと、明治十年五月、澤田總右衛門、伊藤武左衛門等連署して、乞<sub>レ</sub>創建藤原文貞公祠書を其筋に上りしに、十二年一月、許可を得、かつ社號を、

##### 小御門神社

と定むべしと下命あり、於是、有志の人々、踴躍協力して、大に資財を募集し、十三年一月を以て、まづ土工を起し、社地の區劃を定む、これ神社創立の著手なり。同年六月、宮内省より特旨を以て御下賜金三百圓あり。

同十一月八日、大藏卿佐野常民の一行參拜す。

同十四年四月、御本殿建築の地鎮祭を執行し、手斧始の式をなす。九月二日、柱立成る。

翌十五年一月、宮内省より御神璽に御劔一口御寄附の旨、御沙汰あり。同二月、有栖川宮外四宮殿下より祭資料若干を奉納せらる。

同四月二十九日、御本殿竣成に付、鎮座祭を執行し、千葉縣令船越衛、敕使として參向し、宮内省より御寄附の御劔を御神璽に奉安せり。

當日は天氣清朗、風靜にて、歩兵第二聯隊長兒玉源太郎、華族青山忠誠、同青山幸宜、舊藩主稻葉正邦、代佐藤重祿、香取郡長大須賀庸之助、青山家隨員箕原貞明、同山本氏壽外に縣内各郡長、各郡書記、各新聞記者並に建社有志者等は、敕使一行の前後に附從して、社前に參列し、祭儀は齋主香取神宮々々、司香取保禮副齋主玉前神社宮司城井壽章以下、香取鹿島兩神宮の神官及び附近各神社の神官數十名に依りて嚴肅に執行せられ、遠近の各部落より各種餘興の奉納あり、參拜者は境内外に充滿して數萬人に及べり。而して敕使船越縣令は特に建社主任澤田總右衛門を初め、藤武左衛門、幹事藤江隆太郎、その他幹事、有志者一同を招集して、從來の盡力を慰勞し、併せて將來も倍々神社經營に勤勞せられたしとの旨を訓諭せられ、有志者一同大に感激して、今後の發展を企畫せんことを誓へり。

同五月、神樂殿の工事成る。

同六月十四日附を以て、太政官より、本神社を「別格官幣社」に列せらるゝ旨、千葉縣へ御達ありて、元弘以來五百有餘年の間、僻村に湮埋せる忠臣の遺蹟も漸く世上に光輝を發揚するに至りたれば、遠近之を傳聞するもの、相慶せざるは無し。

同七月、宮司、禰宜、主典等の職員を置かる。

同十月五日、列格奉告祭を執行し、船越千葉縣令は、敕使として參向せり、同日、別格官幣社の儀、小御門神社は、護王神社の次列と定めらる。

同十六年一月十三日附を以て、内務省より例祭の日を四月二十九日と定めらる。

以上、明治聖帝の大御心に依りて、師賢公の英靈は、南朝の諸忠臣と共に、今や國家の宗祀と仰がれ、創立の事業、また殆確立するの運に達し、爾來、朝廷よりは、毎時の恒例、並に臨時の大祭毎に、御使を遣はされて幣帛神饌料を供進せられ、國內の各地よりは、御祭神の御偉徳を仰慕して參拜に來るもの次第に増加するに至れり。

瑩域湮埋在僻村

曾無過客吊幽魂

精忠不滅千年後

褒贈名馨小御門

佐野常民

君かため乗りし車のひゞきこそ

千代の後まで轟きにけれ

黒田清綱

大御衣をたはりし時に小帝の

宮ちふ御名は早負けらし

村岡良弼

同十七年六月、中門祝詞舎、拜殿、神庫、手水屋形等の工事竣成し、同七月、社務所及び井戸屋形の改造工事、まだ竣成す。

同十九年三月、神饌所の新營工事成る。

同二十二年二月十一日、憲法發布並に皇室典範御治定奉告祭執行に付、千葉縣警察部長小林南八は、敕使千葉縣知事石田英吉代として參向せり。

同二十四年四月二十八日、一の華表より拜殿前まで石階、并に敷石八十間餘、有志者の寄附を以て成りたれば、渡初式を執行し、翌二十九日、創立及び列格十年相當に付、盛大に、その記念の祭儀を執行せり。

同二十五年三月二十六日附を以て内務省より古社保存資金三百圓下賜せらる。

同二十七年四月四日、伏見若宮邦芳王殿下御參拜あらせられ、御記念に櫻樹の御手植あり。

同三十三年三月三十一日附を以て、千葉縣より十二代神社を本神社攝社に公認の件を通達せらる。

この年、御假殿の新營工事成り、七月三十日を以て假遷座祭を執行し、九月御本殿御屋根其他の改修工事落成、その十六日を以て遷座祭を執行せり。

同三十七年二月二十四日、露西亞國に對する宣戰奉告祭執行、敕使千葉縣知事石原健三代參事官永井金次郎參向す。

同三十八年十二月三日、同戰役平和克復祭執行、敕使千葉縣知事石原健三代事務官樋脇盛苗參向す。

同四十一年七月、拜殿、中門、祝詞舎、水舎等の御屋根檜皮葺改修工事竣成せり。

同四十四年五月、東宮殿下、千葉縣下へ御行啓、同二十二日侍從甘露寺受長を御代拜として御差遣あらせられ、幣帛料を供進し給へり。

先是地方の人民は、御代拜御一行の御傳の通過に差支無之様に、滑河停車場より神社までの參拜道路を改修せり。而して當日、理事官元田敏夫は御一行の先導をなし、附近町村の各團隊員有志者、學校職員生徒等は、道路の兩側に堵列して御一行を送迎せり。

同四十五年四月二日、千葉縣告示第百五號を以て、滑河停車場前より、本社一の鳥居前に至る間の參拜道路を樞要里道に編入せらる。

大正二年四月十五日、李王世子根殿下御參拜あらせられ、御記念に櫻樹を社前に御手植あり。

同三年八月三十日、獨逸國に對する宣戰奉告祭執行、敕使代千葉縣理事官守屋榮夫參向す。

同四年、滑河停車場前より一の鳥居前に至る間の參拜道路の改修工事竣成す。本工事は大正二年度より千葉縣の補助金を得て、小御門村長の管理の下に、三箇年繼續事業にて著手せるもの也。

同十一月十四日、大嘗祭執行、敕使代千葉縣理事官岡巖參向して御幣物を供進す。  
同六年十月廿一日、山階宮藤麿王殿下御參拜あらせらる。

乞劍建藤原文貞公詞書

某等伏惟 聖帝御宇、百廢俱興、深愍恤古今忠義之士爲國家致命者、上自大塔王楠中將、下至蒲生君平高山正之輩、或賜祠號、列祀典、或授秩祿、恤子孫、死辰前後之役者、劍招魂社以祭之、其深仁厚澤、可謂肉枯骨者矣。海內之士聞此盛舉、誰敢不感激。某等竊見、元弘忠臣藤原文貞公墓在永縣香取郡名古屋村館内原、公薨後、西島之讖、繼以彌猴兵亂、相尋朝威不振、武人更執國命、公卿之家、珣尾零落、況公墓遠在僻陬、屢掃無人、蕪廢不治、土人徒認其爲貴人塋域、無知爲誰某者、至享保中、稻葉侯儒臣磯邊昌言、

著佐倉居士記始揭表之其後清宮秀堅伊能穎則益徵諸文獻其爲公遺跡確乎毫無可疑矣名古屋村爲淀瀨別邑瀨侯欽公忠義聞之躍然立石表之俟納封土於朝奉職于教導爲大教正因招集香取鹿嶋兩宮神官以明治七年十月大修祭儀自是而後某等又與香取神官歲時往祭之然一坏馬鬣野草青燐祠宇未設社號未立禮典多闕某等常憾焉謹案舊史公事後醍醐帝爲大納言兼彈正尹帝之討北條氏公首預謀議賊兵西上帝命公身被袞衣佯稱車駕幸叡山以緩賊兵及山徒知其非真散去公追從帝於笠置々々陷與藤原藤原房源具行等扶帝晝伏夜行崎嶇有王山谷之間帝迨遷隱岐公囚于千葉貞胤家其冬病薨實元弘二年十月也明年帝還都贈太政大臣諡曰文貞嗟呼忠圖密勿首參中興之廟謨苦節間關獨扶天步之艱難其精忠義烈可以動天地泣鬼神矣然而時運未會徒傷帝都之無主不能一目驚輿之還闕溘焉朝露埋骨僻陬所謂君辱臣死菹醢輾裂無恨者雖公所自期而千載之下追想其志孰不垂泣某等瞻仰墓木恍惚如聞忠魂毅魄慨焉於霜松風柏之間則輪奐之美雖不如鎌倉湊川之廟豈可不建一字以安其靈乎夫公之忠義赫然在史冊一字建否固無所輕重而人心嚮往非此不足以致崇敬也伏惟明府蒞任以來旌節孝裝忠義如公之忠誠必在其所嚮慕伏願察區々微衷陳之于朝使創建一祠以列祀典不惟一方士庶聞風興起天下忠義之士將有所激勵若夫土木之資建築之勞某等將與有志之士共辦之不<sub>レ</sub>必煩官費也矣某等冒昧再拜謹上書。(明治十年五月)

建社の願の許可を得たりし日に

澤田重頼

さま／＼の世をばへしかと今日ばかり

嬉しきことはおほえさりけり

稻葉子爵の君より吉野種の櫻樹を御社のほとりに植よとしてその料の金子たまはりければ

ゆかしがる吉野の花をこん春は

神もうれしくみそなほすらん

明治二十七年四月 伏見若宮殿下の御參拜あらせ給ひける時

雲の上の人にとはれて小帝の

はなのいる香もたちまさりつゝ

## 五 社殿其他諸建物

一の鳥居 最初は明治二年、有志者の寄附にて建設せり。その後、同二十年四月改造す。高さ地面より檣下端まで一丈七尺三寸あり。

この鳥居を入れ、兩側には櫻の老樹、生茂りて正面に、

手水舎 あり、明治十七年の建造、御屋根は檜皮葺ひたばきにて、入母屋破風造。水磐石は東

京宮城利介等の奉納、長五尺、幅二尺五寸、高さ三尺の本小松産なり、前面の「清素」の

二大文字は山岡宮内少輔の揮毫を刻す。

さて手水舎にて、雙手を洗清めて、左折すれば、

二の鳥居 なり、明治十五年、有志者の寄附にて建設し、同三十八年官費を以て改造

す、正神殿、拜殿等に向つて正面に在り。

石燈籠 二の鳥居内の左右に在り、明治三十四年の建設、宮司澤田總右衛門寄附。

天水釜 中玉垣御華表前の左右に在り、明治三十三年四月神社創建同志會員の奉納せるもの也。

中の玉垣 明治二十六年の建設にて、御本殿、拜殿、御假殿等を打圍み、高さ七尺五寸、長延八十四間あり、屋根は杉板葺にて、正面の御華表は大正三年七月の改造也。

中の玉垣正面の華表を入れ、御本殿、奉幣殿、中門祝詞舎、拜殿、御假殿等あり、御假殿の外は、いづれも尾州本檜材の清楚なる建物にて、御屋根は檜皮を以て葺けり。

御本殿 神明造にて高さ一丈五尺六寸、桁行一丈五尺、梁間一丈あり、有志者の寄附金にて明治十三年に起工し、同十四年九月柱立、同十五年四月竣成す。建築工事の棟梁は東京立川小兵衛、副棟梁は村山源七。

奉幣殿 御本殿の前方に連接せる建物なり。敕使、若くは幣帛供進使參向の際に、幣帛料奉奠の場所にて、一面に青板石を敷き詰り、御石の間とも通稱せり、明治三十年四月竣工す。

中門祝詞舎 奉幣殿の前に在り、剝破風造、高さ九尺、桁行八尺、梁間九尺、明治十六年

六月起工にて、同十七年六月に竣工す。前面の神社號の御額は一品幟仁親王殿下の御染筆を彫刻せるものなり。

拜殿 中門祝詞舎の前方に獨立せる建物なり、入母屋破風造、高さ一丈四尺、桁行十五尺、梁間十二尺にて、中門祝詞舎と同時に竣工す。本建築に使用の檜材二十四本は印旛郡復村伊藤爲三郎の寄附なり。

透塼 明治二十年三月の竣成にて、正神殿周圍の石垣の上の雅趣深き菱形の欄間の建物なり、長延三十一間半、高さ土臺下端より棟口脇まで七尺五寸。

御假殿 御本殿の南側に在り、桁行二間、梁間九尺、外に庇一坪、屋根瓦葺にて、明治三十三年、正神殿御屋根改造の際、御神璽の假奉安所に建設せるものなり。平常は御神輿を安置せり。

社前の參拜を終りて、中の玉垣の北門を出づれば、神庫、神饌所、社務所等、打連りて建

てり。  
神庫 入母屋破風造、畔倉あせく拭板敷にて、桁行二間三尺、高さ一丈三尺、梁間二間、柱を外面に現はさるる古雅の建築物なり。明治十七年、拜殿等と同時に竣工す。

神饌所 社務所に相接して、神庫の西側に在り、明治十九年三月、新營の際は、拜殿の

傍に在りしを、同二十六年、現在の位置に移轉す、千鳥破風造、高さ一丈二尺五寸、桁行五間、梁間三間、

**社務所** 最初、有志者の寄附金にて、建設せり、其後、明治十七年六月改造す、高さ及び桁行梁間等、神饌所に同じ。

**井戸屋形** 社務所の傍に在り、剝破風造にて、高さ八尺五寸、屋根は木羽葺なり。御神井は日々の神供に用ふる清冽の御靈水にて、明治十二年二月、神社の創立以前に鑿掘せるもの。

**神樂殿** 社務所に相對して、社域の南側に在り、千鳥破風造、明治十五年五月、神社創建有志者の寄附金にて建造す。殿内の大太鼓は東京神田三河町小山三郎兵衛の奉納なり。

**戦役記念品陳列所** 神樂殿に相接して、明治四十一年五月新築す。日清、日露の兩戦役記念品陳列所にて、その傍に寺内陸軍大臣の奉納文を刻せる碑石あり。

更に正神殿の後方に至れば、御墳墓の前面に石垣を廻して一大碑石の聳ゆるは、これ明治十一年中、官費を以て特に建設せる、

**記念碑** なり。碑石總高一丈四尺三寸、篆額は三條太政大臣、選文は柴原千葉縣令

にて、御祭神の御功績と御墳墓確定の來歴を記述し、文字は巖谷太政官大書記官の揮毫なり。

再び神庫の傍に至れば、

神社新建記念碑　あり、篆額は正二位松平慶永、選文は三島毅、文字は日下部東作の揮毫にて、明治十五年五月の建設なり。その少しく前方に神社創建有志者の姓名を刻せる一面の碑石立てり。

東路のいはらか露ときえしかと

ひかりは世々に有明のつき

伊藤泰歳

くさむらは玉敷庭とかはれども

昔語りに袖そつゆけき。

松山歡覺

## 六　寶物

本神社所藏の寶物は數百點あり、その内、主要なるものを擧ぐれば、大略左の如し。

後醍醐天皇御震筆敷紙 壹葉、二重箱入、綸子紙紗包にて、明治十四年十月、舊丹後宮

津藩主、子爵本庄宗武寄附なり敷紙は縦七寸六分、横五寸。

御祭神師賢公御眞筆卷物 壹卷 子爵青山忠誠寄附。卷物は紙仕立袋絹裏に金の草

花の模様あり、軸象牙二重箱入、内箱に金文字にて左の文を記せり。

奉納神筆源氏物語若紫壹卷

公之誠忠與楠氏爭光、千歳爲人臣標準、明治中興風教維張、人心悅義、於是有志之徒競捐資爲公建祠於下總香取郡以表欽仰之意、事聞天子、歎感、敕列別格官幣社、賜祠號小御門神社、忠誠辱公之後胤、家世傳其所手贈源氏物語三卷、今茲四月祠落、始致祭、忠誠齋戒三日、恭奉其一卷、親納之神廟、冀英靈有所憑倚焉。

明治十五年四月 二十四世孫步兵少尉從五位 青山忠誠識

新田義貞卿御眞筆掛物 壹幅 絹表裝、軸象牙。明治十五年四月、伊藤元助寄附。

御祭神師賢公事蹟御問合書 壹卷 安政甲寅年九月、源烈公より淀侯稻葉正邦へ師

賢公御墳墓の事蹟御問合に依りて稻葉侯上屋敷より領地下總國印旛郡大森役所へ寫を以て達せられたる書、并に、大森役所の問合せに依りて、香取郡名古屋村役人より申立書の寫なり。

鎌 壹振 明治十四年四月、本社、創建の折、地鎮祭草薙に使用せるもの。

木槌 壹個 御本殿創建上棟式に棟梁立川小兵衛の使用せるもの。

御刀子御寄附達 壹通 用紙鳥の子、縦一尺二寸、横一尺六寸五分。明治十五年四月二

十九日、千葉縣よりの御達にて御刀子壹口御寄附云々との旨記載あり。

御刀子奉納書 壹通 用紙奉書、縦一尺四寸五分、横一尺九寸。

鎮座祭御告文 壹通 敕使千葉縣令船越衛の奉讀せるもの也。鎮座祭は明治十五年

四月二十九日執行。當日宮内省より御寄附の御刀子を御神璽に奉安せり

別格官幣社に列する御達

太政官より千葉縣へ御達の寫

別格奉告御祭文

別格奉告祭祝詞

以上四通 太政官より千葉縣へ御達の寫は、明治十五年六月十四日附、三條太政大臣より千葉縣へ御達の寫にて、特に千葉縣より縣用美濃野紙に原書の文を謄寫して本神社へ送附せられたるもの。而して別格奉告の御祭文は本書の卷頭に掲げしもの之なり。

御寄附書 壹卷 こは有栖川宮外四宮殿下、及び三條公より幣帛料御寄附の折の書

類なり。

猷詠集及び由來記の題字並に序文 壹卷。題字は有栖川一品幟仁親王殿下の御染

筆、並に近衛忠熙公の御筆、序文は千葉縣合船越衛の揮毫なり。

御社號御額 壹面。有栖川幟仁親王殿下の御染筆を彫刻せるもの也、中門祝詞舎の

前面に掲ぐ、原書絹本は表装に仕立て掛物、桐箱入、二幅。

御祭神師賢公御事蹟畫掛物 三幅。極彩色畫にて武州川越の人、山田衛居の筆なり。

衛居は同地氷川神社の神官の家に生れ、菊地容齋門下の高足にて、慷慨の士、氣節に富み漫りに名利の爲めに筆を執らず、本社 of 創立を喜び、御祭神の誠忠の事蹟を描かんと欲し、約十年の間、苦心考證して此畫を大成し、明治二十四年、これを當社に納む。掛物は三幅共、絹表装丈七尺五寸、幅三尺八寸の大幅なり。

憲法發布奉告祭御祭文 壹通。明治二十二年二月十一日憲法發布奉告祭に敕使の

奉讀せるもの。

宣戰奉告祭御祭文 壹通

平和克復祭御祭文 壹通

右二通は露西亞國と戰役開始の折、及び、平和克復の折、奉告祭執行、敕使參向して奉讀せるものにて、宣戰奉告祭は明治三十七年二月二十四日、平和克復祭は同三

十八年十二月三日。

庭田贈内大臣長賢卿和歌掛物 壹幅 明治十三年七月師岡正胤寄附、

太刀 壹振 藤原正弘作。

甲冑 壹領 卯花裾濃淺黃威。

右二品は明治十五年四月、神社創立の際、記念の爲めに澤田總右衛門寄附。

古代鐵鈴 壹個

古代陶器 壹個

右二品は同年同月、伊能穎則寄附。

甲冑 壹領 紺糸威、同年五月、舊佐倉藩士大手總彦寄附。

甲冑 壹領 紫裾濃威、天鷲絨地金刺繡模様附陣羽織共、同十八年四月、舊領主子爵稻

葉正邦寄附。

短刀 壹振 無銘、但村正の作と稱す、同二十六年七月加賀國金澤市大久保鐵三郎寄

附。

楠正成卿御筆掛物 壹幅 絹表裝軸象牙、同年八月丹波國多紀郡大山村園田多祐寄

附。

太刀 壹振 肥後守橘吉次作、青地錦袋入、同二十七年三月、大阪市大谷六左衛門寄附。

短刀 壹振 來國次作、同三十年一月、石橋泉寄附。

紫澤硯 壹面 赤間石製、長方形、縦一尺二寸、横八寸五分、桐箱入、古代更紗包、裏面に寛

文六年丙午仲夏日、若狹國主酒井忠直の工に命じて製作せしめし由の文を刻せり、明治三十一年三月、東京日尾増子寄附、桐箱の蓋裏に金井之恭の筆にて寄附に關する文を記せり。

楫取魚彦筆墨竹掛物 壹幅 村岡良弼寄附。

短刀 壹振 無銘細鎌形にて、菊池千本鎗と稱するもの、明治三十一年七月、東京蘆野

楠山寄附。

御祭神師賢公御眞筆掛物 壹幅 絹表裝、軸象牙にて、桐箱入、同三十三年十一月、武藏

國根岸武香寄附。

同掛物 壹幅 絹表裝、軸梨地にて、同四十年十月、伯耆東久世通禧寄附。

獨逸國と開戰奉告祭御祭文 壹通 大正三年八月三十日、奉告祭執行、敕使の奉讀せるものなり。

大嘗祭奏告御祭文 壹通

同 御幣物目録 壹通

御祭文の用紙は黄色の鳥子にて、大正四年御即位御大禮に付、十一月十四日大嘗祭執行、敕使の奉讀せるものなり。

〔新葉和歌集、卷第三〕

明ぬるかはやかけうすし夏ころも

かとりの浦のみしかよのつき

妙光寺内大臣

妙光寺内大臣は本社御祭神師賢公の御子家賢卿なり假字反切等の作者として學問深き長親卿の御父君にて長く南朝に奉仕し、忠節を盡せり。按ずるにこの明ぬるかの詠は御父師賢公の配所のことなど思ひやりて奈古屋の里に程近き香取の浦の夏のみしか夜の月のさまはいかにあるべきかと詠み出でたまひしものなるべし、いとまあはれ深き歌なり。

七 御居館址

御祭神師賢公が配流せられし折違かにしつらひし御居館の遺址は、本社より南の方へ二町ほど隔てし地にあり、一町四方許りの平地にて、本社の附屬地なり。文久年中、此地を開墾し、大に舊狀を損ひたれど、尙東南西の三方は空壕深くして、四方に土

塀の形など残れり。

公は千葉貞胤に預けられたれど、貞胤は、後醍醐天皇隱岐國へ遷幸の御供にて、京を發して彼地へ行きたれば、兼ねてその支族大須賀胤時に預けて、我身より先きへ、公を下總國へ下しまゐらせしものゝ如し。胤時は備中守といひて成毛八郎範胤が孫なり、伯父に奈古屋七郎左衛門信胤と云ひし人あり、奈古屋は此地の古き名なり。胤時は此處に居館を設け、館成りて、公を置きしに、程無く、公は薨じ給へり。今、里人は御居館址を俗に、

### 十日屋敷やしき

と呼び、公は此處に引移り給ひしより十日許りにて終らせ給へりと言傳ふ。いにしへは露分けわひし蟲の音を尋ねぬ草の枕にそきくと公が慷慨の涙に枕邊を浸し給ひしは、即、そのにはか造りの御館に起臥し給ひし折のことなるべし。明治七年十月、地方の有志者、相謀りて、一基の碑石を建設し、公の遺詠を刻し、元弘の昔を忍ばしむ。若、此處を尋ねて、公が、主、憂る時は臣、辱しめらる、主、辱しめらるゝ時は臣、死すといふとあり、今日は、これ縦骨たもとを醢たぐにせられ、身を車裂きにせらるゝとも傷むべきに非ずと、偏に君國の爲めにのみ憂憤して、御年僅に三十二才にて、あはれ草深き配所の

露と消えしを思はゞ、何人も、一種の感慨の情、油然として胸裡に湧くに至るべし。

これやこのむかしの人の草枕

尋ねぬ蟲をきゝしそのあと

井上毅

たつねきてたつねぬ草の蟲きゝし

その夜の秋をわれ忍ぶ哉

落合直文

## 八 攝社十二代神社

この社は本神社の東方四五町の畑中に在りて公の北の方を祀る。嘉永二年の秋まで此處に周り五六抱の一大老松ありしが、偶大風の爲めに打倒され、現今の松樹はその後、里人の移植せしものなり。なほ外に十數株の櫻樹を植ゆ。或人云、此處は本社御祭神に隨從して來れる伯耆兵衛成國終焉の遺趾にはあらざるかと。片傍かたはしに菊池九江の漢詩を刻せる一碑石立てり。

泣血洛陽生別公

金鈿羅袖獨追蹤

可憐削髮茲終世

千古貞魂一樹松

祭事は四月及び九月の十五日の兩度にて、殊に近郷婦女の崇敬厚し。

ぬかつきて昔なしのふ袖の上に

おつるはまつのしつくのみかは

打むせひふるよの雨に袖ぬれて

むかしなしのふまつの下かけ

澤田總重

## 九 祭日

祭祀は大祭、中祭、小祭の別ありて、更にこれを恒例と臨時との二に分つ、恒例とは年  
年期日を定めて執行する祭祀、臨時とは特別の場合に執行する祭祀を稱す、恒例の  
祭祀中、祈年新嘗、例祭の三大祭には供進使、また宣戰奉告祭等の如き臨時の大祭に  
は特に、敕使參向して宮内省よりの幣帛神饌料を供進するを以て規定とせり。さて  
本社の祭祀は年中數十度あれど、その重なる祭祀及び起原等は概略、次の如し。

### 一月

一日 歳旦祭

三日 元始祭

二月

十一日 紀元節祭

十七日 祈年祭 この日は供進使の御參向あり、天下に風雨の災無く、年穀の豊穰

なるべきことを祈る御祭也。

二十八日 奉謝祭

四月

三日 神武天皇祭遙拜式

二十八日 夕宵祭

二十九日 御例祭 この御祭は明治十五年四月二十九日、御本殿の工事竣成して

御鎮座大祭を執行せしに起因し同十六年一月十三日附を以て内務省より御例祭日と定めらる。當日早旦、神殿を裝飾し、供進使の參向ありて、祭儀、極めて嚴肅なり。この日近郷の各部落より諸種の餘興の奉納ありて、參拜者の雜沓甚し。

一の鳥居前の大幟二旒は、いづれも長七間、幅六尺ありて大正六年十一月、石原宮内次官の揮毫なり。以前の大幟二旒は明治十五年四月山岡宮内少輔の揮毫にて、

今は神庫内に所藏せり。

三十日 祝祭

六月

二十九日 列格奉告記念祭 この日は、明治十五年中、別格官幣社に列せられし旨の御達の神社に到着せる記念日なれば、年々、大前にその由を聞上ぐ。

三十日 道饗祭及び大祓式 大祓は庭上にて執行す、いと古き皇國の式にて、祓つ物は大利根川に持出で、打流すを例とせり。

七月

三十日 明治天皇祭遙拜式

八月

三十一日 天長節祭

十月

三日 夕宵祭

四日 秋季大祭 この御祭は明治七年十月四日稻葉大教正以下神官教職百餘名相集りて、御墳墓の御前に祭儀を執行せしに起因し、その後毎年大祭執行の例と

なれり。この日近郷その他各地方より参拜者群集す。

明治七年十月四日は、恰も陰曆八月二十四日に相當し同日は元弘元年。後醍醐天皇に代りて御祭神師賢公比叡山に登り賊軍討伐の錦旗を推立てたまひし日なり。

五日 記念祝祭

この日は明治十五年十月、敕使千葉縣合船越衛、参向して、別格官幣社に御昇格の奉告祭執行の記念日なり。

十七日 神嘗祭遙拜式

十一月

二十三日 新嘗祭 新穀奉饗の御祭にて、幣帛供進使参向す。この御祭は、朝廷にて、天皇陛下、大御手づから本年の新穀を以て、天祖に御供奉りて穀物の豊かに稔れるを奉謝する神事なれば、全国の各神社にて、何れも祭儀を嚴かに執行す。されば我國民は、當日その地方の神社に参拜して、この御祭の趣旨を想起し、永く祖先の御稜威を拜謝すべし。

十二月

二十九日 鎮火祭 災火を鎮むる古式の神事なり

三十一日 大祓及び除夜祭

以上の御祭の外、毎月一日及び二十九日の兩日、月次祭を執行す。

明治十五年七月、禰宜の命を蒙りて祭儀に仕奉りける時

尾形是眞

うつもれし名もあかる妙照妙を

さくけてまつるけふに逢けり

## 一〇 職員

本神社は明治十五年六月十四日附を以て別格官幣社に列せられ、尋きて同七月二十五日、初めて宮司、禰宜、主典の補命あり。同九月十五日、更に等外出仕二名を置かる。同二十年三月十七日、閣令第四號を以て、神官を廢し、神職を置かれ、宮司は奏任を以て待遇し、禰宜、主典は判任を以て待遇し、而して等外出仕を廢し、別に雇員を置く事を得と規定せられたり。

前任職員略歴

## 宮司澤田總右衛門

天保九年二月十日生。慶應三年名主役勤務中、淀藩の命を受け、師賢公御墳墓

の榛荆を去り、周圍に玉垣を廻らし、墓石の建設に盡力せり。明治十年伊藤武左衛門等と大に有志者を糾合し、建社の出願をなし、同十二年一月、許可を得、併せて社號を小御門神社と定めらる。依りて御墳墓附近の畑地を購入し、土垣を築きて、境内の區域、及び社殿建設の位置を定む。同十四年四月、御本殿の手斧始をなし、十五年四月竣工に付、二十九日、鎮座大祭を執行し、當日宮内省より御寄附の御劍を御神璽に奉安せり。この年六月、別格官幣社に列せられ、七月二十五日附を以て宮司の命を蒙る。以後拜殿其他の附屬諸建築物の造營に力を盡し、社務を整理し、同十九年十一月、正八位に敘せらる。同二十四年保存會を設け、專諸建築物維持保存の方法を計畫す。同二十六年六月、神社創立費中に金三千圓寄附の賞として、銀杯壹組下賜せられ、同十二月從七位に敘せられ、同三十二年十二月正七位に進み、同三十九年四月、勳六等瑞寶章を授けられ、同四十年一月從六位に敘せられ、同四十一年四月九日、老年の故を以て宮司の職を辭し、五月十一日、神社創立以前より永年勤務の功勞に依り、特旨を以て正六位に昇敘せらる。

## 禰宜尾形是眞

明治十五年七月二十五日拜命、同二十九年五月從八位に敘せられ、同三十二年三月

三十日辭職、同三十五年四月四日歿。

## 主典伊藤充昌

明治十五年七月二十五日拜命、同二十五年九月二十九日辭職。

## 主典三浦與五右衛門

明治四十一年五月六日拜命、同四十四年十一月三日歿。

## 主典藤田猪重郎

明治四十五年四月二十九日拜命、大正四年七月八日歿。

以上

現在職員の職位姓名は次の如し

宮司正七位	澤田總重郎
禰宜從七位	香取 義雄
主典	椎名治兵衛
雇	伊東 計作
同	多田太郎松
同	三浦 貫一
同	小川喜兵衛

一一 助崎城址

小御門村大字名古屋區には古城跡三箇所あり。一は東北隅にて字を城山と稱し、一は西隅にて城の越と稱し、一は南隅にて字を登城と稱す。而して助崎の本城は登城にて、他の二箇所は支城なりと。なほ此外に、字を源五郎屋敷外記屋敷などと稱する處あり、これらは何れもその居住せし人物の名の今に傳はれるものなり。

登城は尾羽根川を隔て、印旛郡久住村大字土室區祥鳳院の後丘と相對して屹立せり。本丸は高さ三四丈、東西五六十間、南北三四十間にて、以前は四周に三四圍の椽権等數多繁茂し居り、而して折々、刀鎗の折片、器皿の缺片等を發見することありきと。西方の二の丸は、東西六七十間、南北七八十間、本丸よりは位置少しく低し。土堤、塹壕の形など四方になほ殘存し、字道作の下より尾羽根川の邊まで俗に根堀と稱し、水濠の跡と覺しく、今は水田となれる中に、幅四五間、長四五町に亙りて、非常に泥濘の深きところあり、附近に鍛冶谷、殿井戸等城跡に緣故の地名も殘れり、而してこゝより北方四五町の乘願寺の域内は大手口なりきと言傳ふ。

この城は千葉常胤の第四子胤信の始めて築造せし所にて、元弘、建武の頃は、大須賀胤時居城し、此地に配流せられし藤原師賢公を預りて、別に居館を構いて幽閉す、胤時以後も大須賀氏の族連綿相繼ぎたりしが、天正十八年小田原城の滅亡の時、この城もまた陥りて廢せられたり。

古老の傳に、この城跡に獨活を生し、その味甚美なれども、之を採れば祟を爲し、或時、村僧某、採りて菴室にかへりしに、その夜、戶外に聲有りて曰く、獨活を還せと、竟夜止まず、僧、怖れて寢ねず、夙に起きて其處に還せりと。この説話は佐倉風土記にも記

述せられて、今も里人は此處の獨活を採取するものなし。

〔佐倉風土記〕

助崎城。距佐倉東北三十六里、千葉常胤之第四子胤信居大須賀、稱大須賀四郎、後退老於此、而稱信濃守、其子孫二十葉居之、東國戰記有助崎城主大須賀信濃守信景焉、天正十八年與千葉氏俱滅城廢焉、云々

〔下總舊事考〕

助崎故城址。在名古屋村有稱城山、登城臺、城越地諸國廢城考云、助崎城、天正十八年、小田原役、城陷是也、大室圓通寺記云、亦胤信所築、胤信老後讓大須賀城於子兵衛通信、携少子某退去此地、分食數邑、四世孫號胤輝、云々

明治十五年四月、小御門の宮の廣前にてはじめて大御祭

おこなはれし時、その二日三日前より人々とひて、よそ

ほひなとするをみるも嬉しきまゝに、

川村忠雄

あなうれしねても起てもおもひつる

小御門まつり近づきにけり

大須賀のあらゝいばらかりそけて

このにぎほひを誰かなしつる

みまつりの日には空よう晴たり。夜の明渡る頃おき出で

て、千木のひかり、かゞやくを見て、

五百年を神もむなしく過し來て

けふそまことの朝日みるらん

大正七年五月一日印刷  
大正七年五月五日發行

不許  
複製

著作兼別格  
發行者 官幣社

小御門神社社務所

右代表者

澤田總重郎

印刷者

東京市本郷區湯島四丁目五番地

神社協會事務所

右代表者

石井清

